

一般社団法人日本接着歯学会  
論文賞選考内規

1. 表彰に関する規程に基づき、論文賞の選考内規を定める。
2. 本賞は接着歯学の発展に寄与する優れた学術論文を発表した者に授与するものである。
3. 本賞の選考対象は、接着歯学及び Dental Materials Journal（以下、DMJ）に掲載された、本学会員が投稿した接着歯学に関する原著論文で、選考の前年に発表されたものを選考対象とする。
4. DMJ 原著論文に関して本賞の表彰対象は、一般社団法人日本接着歯学会の会員が筆頭著者あるいは corresponding author の場合に限る。
5. 受賞者の資格は次の各号に該当する者とする。
  - 1) 一般社団法人日本接着歯学会の会員であること。
  - 2) 当該論文の著者であること。
6. 本賞受賞対象者の選考に当たっては、当該年度ごとに論文賞候補者選考委員会（以後、選考委員会と呼ぶ）を組織し、本賞受賞に相応しい者を選考する。
7. 選考委員会は理事及び機関誌 2 誌の学会選出編集委員会委員で構成するものとする。理事会は選考委員を選出し、理事長がこれを委嘱する。
8. 本選考委員会に、委員長及び副委員長をおく。
9. 委員長には理事がこれにあたり、副委員長には委員長が指名した者をあてる。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
10. 最終選考に当たっては、委員の投票により、受賞候補者を決定する。ただし、得票同数の場合は委員長の決するところによる。
11. 委員長は受賞候補者について委員会の選考過程及び選考結果を理事会に報告し、本賞受賞者の審議をゆだねる。
12. 本賞の受賞者には賞状及び副賞を授け表彰する。
13. 本内規の改廃は、表彰委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本内規は平成 28 年 10 月 19 日から施行する。
2. 本内規は令和 2 年 5 月 18 日から一部改訂施行する。